

## 2 第一表の収入金額等と所得金額等の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

提出先、提出年月日などを書いてください。  
空白部分には「確定」と書いてください。

住所、マイナンバー(個人番号)、氏名などを書いてください。  
なお、生年月日の元号は、次の該当する番号を書いてください。

明治1、大正2、昭和3、平成4、令和5

※ 住所地以外の居所・事業所等の所在地を所轄する税務署に申告される方は、「現在の住所又は居所・事業所等」欄の当てはまる文字を「○」で囲み、その所在地を上段に、住所を下段に書いてください。  
なお、住所地以外で申告をする場合、「郵便番号」欄は、上段に書いた所在地の郵便番号を書いてください。  
また、令和8年1月1日現在の住所を書いてください。

**収入金額等 所得金額等**  
事業所得、不動産所得がある方は、「収支内訳書」(青色申告の方は、「青色申告決算書」)に基づいて書いてください。

**給与所得**  
給与所得の金額は、30ページの「3(1) 給与所得金額の計算表」で求めることができます。  
なお、この事例のように給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけであり、かつ、所得金額調整控除(30ページ)の②に該当しない場合には、「給与所得の源泉徴収票」から右のように転記できます。

※ 「給与所得者の特定支出控除」を受ける方は、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1415 給与所得者の特定支出控除」を参照してください。

**公的年金等の雑所得**  
公的年金等の雑所得がある場合には、「令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の11ページから12ページでその金額を求ることができます。

**申告書第一表(上部)**  
確定申告書には、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

**第三表⑫欄へ(12ページ)**

申告の種類を表示します。  
土地や建物の譲渡所得がある方は、「分離」を「○」で囲みます。  
あなたが青色申告者の場合は、「青色」も「○」で囲みます。

申告の種類を表示します。  
土地や建物の譲渡所得がある方は、「分離」を「○」で囲みます。  
あなたが青色申告者の場合は、「青色」も「○」で囲みます。

**第三表⑫欄へ(12ページ)**

令和7年分 給与所得の源泉徴収票

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。  
※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

### 合計所得金額とは…

第一表の「所得金額等」[⑫合計]欄の金額に、申告分離課税の所得金額(土地や建物などに係る譲渡所得は特別控除前の金額)、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます(11ページ参照)。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

## 3 第二表を作成します。

○ 作成に当たっては、「令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の6ページ及び15ページも併せてご覧ください。

空白部分、住所、氏名などを書いてください。

**申告書第二表**

この事例では、あなた(土地を売却された方)の合計所得金額が1,000万円を超えていたため、「配偶者(特別)控除」(10ページ参照)の適用ができませんが、配偶者が、同一生計配偶者に該当するので、この欄を記入してください。詳しくは、「令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の19ページから20ページを参照してください。

○ 住民税・事業税に関する事項  
給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「特別徴収」の□に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は「自分で納付」の□に○を記入してください。

○ 「社会保険料控除」欄など  
第一表の⑬欄から⑯欄までの全ての金額が、年末調整を受けた金額と同じ場合、第二表の各所得控除の該当欄は、記入を省略できます。

この事例では、配偶者(特別)控除、基礎控除の金額が、年末調整を受けた金額と異なりますので、第二表の各所得控除の該当欄の記入は省略できません。この場合、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除の該当欄に「源泉徴収分」と書きます。

なお、年末調整を受けた金額と異なる場合は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください(旧生命保険料に係る1契約9千円以下のものを除き、支払をした旨を証する書類を添付又は提示する必要があります。詳しくは、「令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の41ページを参照してください。)。

○ 13 社会保険料控除  
あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

○ 15 生命保険料控除  
新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除きます)がある場合に、新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の別に、その合計額を書きます。

○ 16 地震保険料控除  
損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料(いわゆる契約者配当金を除きます)がある場合に、地震保険料と旧長期損害保険料の別に、その合計額を書きます。



